

物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯およびこども加算）のお知らせ

■対象世帯および支給額

田布施町に令和6年12月13日時点で住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯に1世帯あたり3万円を支給します。

※世帯全員が課税者の扶養親族である場合は対象外です。

◇こども加算について

- ・令和6年12月13日時点で上記給付金の支給対象世帯において扶養されている18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）に対して、1人あたり2万円を支給します。
- ・支給対象世帯において令和6年12月14日～令和7年7月31日までに児童の出生があった場合、当該児童のこども加算として2万円を支給します。別途申請が必要です。

※こども加算の受給に該当する世帯で令和6年12月13日以降に離婚があった場合は、ご相談ください。

■手続きについて

対象となる世帯には、3月下旬に案内文書と給付金支給要件確認書を郵送しています。必要事項を記入し、添付書類を貼付して返送してください。申請書類に不備がなければ、提出から概ね1か月後に給付金を支給します。

※令和6年1月2日以降、田布施町に転入した人が世帯にいる場合は、令和6年1月1日時点の市町村の課税情報を確認するため、『給付金申請書（請求書）』を送付する場合があります。

■申請期限 7月31日（木）

※令和6年12月14日以降に出生した児童にかかる給付金申請書（こども加算の請求書など）は8月15日（金）まで

■受付場所（郵送での提出にご協力ください）

- ・4月30日（水）まで 町役場1階保健室
- ・5月1日（木）～7月31日（木）
町民福祉課福祉係（1階④窓口）

問合せ先 （土日祝日を除く）

・物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯およびこども加算）専用
☎ 25-3807（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）
※5月1日（木）以降は、町民福祉課福祉係☎ 52-5810

3月24日から旅券（パスポート）が変わりました 問町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811

3月24日以降、偽造・変造防止を強化し、旅券の安全性を高めた『2025年旅券』を国立印刷局で作成しています。そのため、申請から受取りまでの期間が従来よりも長く、2週間程度かかります。海外渡航を検討している人は、余裕を持って早めに申請してください。

■オンライン申請が便利に！

切替申請だけでなく、旅券を初めて取得するときもオンライン申請を利用できるようになりました。オンライン申請の場合、戸籍情報がシステム連携されるため、戸籍謄本の原本は原則不要です。また、窓口へ出向くのは旅券の受取り時の1回のみで大変便利です。

※オンライン申請は、マイナンバーカードと政府が運営するマイナポータルを利用します。



■オンライン申請は手数料が安くなります

県手数料の改定により、オンライン申請の手数料が紙申請に比べて安くなります。詳細は、町ホームページで確認してください。

種類	申請方法	手数料
10年有効旅券	紙（窓口）	16,300円
	オンライン	15,900円
5年有効旅券	紙（窓口）	11,300円
	オンライン	10,900円
5年有効旅券（12歳未満）	紙（窓口）	6,300円
	オンライン	5,900円
残存有効期間 同一旅券	紙（窓口）	6,300円
	オンライン	5,900円